

お知らせ

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 14-1 番窓口

☎ 77 - 8374 FAX 76 - 2976

お知らせ

夏の暴力追放運動を
実施中です

実施期間

7月21日(月)～8月20日(水)

運動の重点目標

- 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

問い合わせ先

北海道暴力追放センター
北見支局
☎ 0157 - 61 - 5982

お知らせ

8月の納税・保険料
納入期限のお知らせ

8月は「町道民税」「介護保険料」第2期、「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」第3期の納付月です。納付期限は9月1日(月)です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先

税務収納係 10番窓口
☎ 77 - 8376

定額減税補足給付金
(不足額給付)について

令和6年度に実施した定額減税調整給付金の給付額に不足が生じる方等に給付を行います。

対象

令和7年1月1日に津別町に住民登録のある方のうち、次のいずれかの要件に該当する方(納税者本人の合計所得金額が1,805万円を超える者を除く)。

児童扶養手当現況届の
提出をお願いします

全ての児童扶養手当受給者は、提出期間内に現況届を役場に提出いただく必要があります。提出がない場合は、手当額の一部または全部が停止される場合があります。

提出期間

8月1日(金)～8月29日(金)

提出・問い合わせ先

福祉係 6番窓口
☎ 77 - 8381

北方領土返還要求
署名コーナーを設置

「北方領土返還要求強調月間」に伴い、北方領土返還要求の署名コーナーを次の場所に設置します。多くの皆さまのご協力をお願いします。

設置期間

8月1日(金)～8月29日(金)

設置場所

役場正面玄関ロビー
(名簿に記載された個人情報については、政府要求・請願以外の目的には使用しません。)

問い合わせ先

庶務係 26番窓口
☎ 77 - 8371

乳幼児相談会の
お知らせ

保健師や管理栄養士、歯科衛生士や作業療法士、皮膚ケア看護師がお子さまに関するさまざまな相談に応じます。

対象

生後2か月から就学前のお子様とその保護者

日程

8月18日(月)

受付時間

午前9時～10時まで

会場

役場1階 健診ホール

内容

身長体重測定、保健相談、栄養相談、歯科相談、療育相談、スキンケア相談

持ち物

母子手帳、バスタオル、歯の健康ノートと普段使用している歯ブラシ(歯の相談希望がある場合)

その他

予約は不要です。当日、受付時間内に会場にお越しください(対象となる方には個別に案内を送っています。案内が届いた場合は案内文に記載されている時間内にお越しください)。

問い合わせ先

健康推進係 7番窓口
☎ 77 - 8380

よくある相談のお知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか?

町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。

※相談委員の自宅での相談は対応できません。

日時

8月15日(金)
午後1時～3時

場所

役場1階 中ホール

相談委員

大場建男さん
松田真理さん

問い合わせ先

住民環境係 12番窓口
☎ 77 - 8377



交通安全
情報

自然災害による
交通被害に注意

ごろから天気予報や避難経路、ハザードマップの確認をしておきましょう。急な自然災害が発生しても落ち着いて行動ができるよう事前の準備が大切です。

国土交通省気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

<https://www.town.tsuetsuki-hokkaido.jp/kurashi-tetsuzuki/bosai-anzenashin/6/1369.html>

津別町水害ハザードマップ

<https://www.town.tsuetsuki-hokkaido.jp/kurashi-tetsuzuki/bosai-anzenashin/6/1369.html>

8月～9月は、台風が発生、突風被害、豪雨などの自然災害による交通規制が予想されます。今年度は、すでに各地で大雨の被害が発生しています。

大雨による河川の氾濫や土砂崩れ等に、走行中の自身の車が巻き込まれないよう、日

オンラインゲーム
に気を付けて

～実際にこんなこと起きています～
あこがれだったゲームプレイヤーとボイスチャットを通じて仲良くなったが、裸の写真を送るように言われて、送ってしまった。

～家族の中でルールを決めましょう!～

- ペアレンタルコントロール(家族等による管理機能)を設定する
- ゲームの機能を使って、個人情報や不適切なメッセージを他人に送らない
- 家族に相談せずに、ゲーム内で知り合った人と連絡先を交換したり、実際に会ったりしない
- ゲームで「アイテム」をもらうときは、必ず家族等に相談する
- 少しでも不安を感じたら、家族や警察等に相談する

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活
相談
Q & A

Wi-Fiルーター
契約前にしっかり確認を

商工観光係
19番窓口
☎ 77-8388

大型スーパー内の携帯ショップ前で、「スマホを使うときにWi-Fiルーターがあると便利ですよ」と声をかけられ、説明を受けました。

「Wi-Fiルーターを契約すれば、スマホの通信量が減って月々のスマホ代が安くなるため、全体の支払額は変わらない」と言われ、お得だと思ってその場で契約しました。しかし、実際には、接続がうまくいかないなどの不具合が多く、ストレスを感じています。そもそも今までスマホの利用に特に困っていたわけではなく、自分には必要のない契約だったと感じています。このような場合、解約は可能なのでしょうか?

据え置き型Wi-Fiルーターは、契約時に申告した場所で使うことを前提とした機器です。スマホの機種変更時などにあわせて勧められることがあります。納付できないときは、キャンセルが使える場合があります。

契約後でも、内容によっては「初期契約解除制度(8日間キャンセル)」が使える場合があります。意思をはっきり伝えることが大切です。

お困りの際は、消費生活センターや「消費者ホットライン1800-へい相談ください」。

美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月～金曜日(祝祭日を除く)
午前10時～午後4時

津別町消費生活
トラブル2023
靈感商法トラブルについて
の法改正編

津別町消費生活
トラブル2023
相談事例編